

一般社団法人日本農業機械化協会 会長 殿

農林水産省 生産局長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言に伴う農畜産物及び農業資材の安定供給の確保について

農畜産物及び農業資材の安定供給については、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき政府対策本部長から緊急事態宣言がされたところです。

農畜産物については、従前より、ガイドラインに基づく感染拡大防止に取り組むとともに、食品その他生活必需品の供給に支障が生じることのないよう取り組んでいただいているところです。

また、農業資材についても、供給に支障が生じることのないよう取り組んでいただいているところです。

今後も引き続き、農畜産物及び農業資材の安定的な供給を行っていただきますように、貴会会員事業者等に対して下記の事項について周知をお願いいたします。

記

1 事業者の業務の継続

緊急事態宣言がされた状況においても、農畜産物は国民生活に、また、農業資材は農業経営に不可欠な物品であることから、その安定供給の確保のため、農業・畜産事業者については、農業・畜産それぞれの団体において策定した「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」、「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等を、また、食品関係事業者については、令和 2 年 3 月 13 日に農林水産省の担当局庁の長から発出した「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」及び各団体において業種ごとに策定したガイドラインを踏まえ、操業停止等を行うことなく人員、物的資源等を確保し、事業を継続するようお願いいたします。

2 食品の安定供給の確保

緊急事態宣言がされた状況においては、需要の変動が大きくなる可能性があることから、食品関係事業者においては需要動向に応じた供給体制、輸送手段の確保等により、食品等の安定供給を確保するようにお願いいたします。

3 緊密な連絡体制

貴会と会員等との緊密な連絡体制を構築するとともに、農畜産物及び農業資材の輸送手段の確保が困難など安定供給に支障が生ずる状況となった際は、速やかに以下の担当課連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

農林水産省

生産局園芸作物課	03-6744-2113	(園芸作物関係)
地域対策官	03-6744-2117	(茶、こんにゃく関係)
技術普及課	03-6744-2182	(農業生産資材関係)
飼料課	03-6744-7192	(飼料関係)
牛乳乳製品課	03-3502-5987	(牛乳、乳製品関係)
食肉鶏卵課	03-3502-5989	(食肉、鶏卵関係)